

目標5 市民・事業者と市の協働で進める景観形成

■基本方針 11 市民・事業者と市の協働で進める景観形成

都市景観は、自然や様々な建築物・工作物、多様な生活の営みから成る都市空間から生み出されるものであり、良好な景観を形成するためには、景観を構成する多様な要素やその所有者・利用者等の各主体の協働が欠かせません。また、市民・事業者・市のそれぞれが、日々の暮らしや活動の中で役割を認識し、お互いに協力・連携しながら、取り組むことが不可欠です。

市民が、身近な景観資源を発掘し、保全・活用する取組、隣近所や地域で市民同士が行う良好な景観形成への取組を喚起し、継続的な活動が行えるよう支援します。

事業者も地域の一員として、地域の景観づくりに取り組むよう促します。

そして、本市が調整を図り、取組を進めていく仕組みや体制を充実させるとともに、景観に関する協議や景観施策の推進に当たって、専門的な見地からの助言や関係機関との協力体制を構築していきます。

また、地域の景観資源や特性を踏まえ、景観法を始めとする法制度を積極的に活用しながら、市独自の施策を組み合わせ、良好な景観形成を総合的に推進していきます。

施策 25 市民が地域の良さを知り、景観を育む機会をつくる。

- 府中の自然や歴史が育んできた景観や、市民がつくり上げてきた住宅地における景観、周辺と調和のとれた美しいまち並みは、市民のかけがえのない共有財産であり、市民一人一人が景観を大切に育んでいく大切さを知り、認識を高めていきます。
- 景観賞、府中30景、府中の名木百選など、これまでも市民が景観に目を向けるきっかけとなる取組を実施してきました。今後も継続的に、多くの市民が大切な景観資源の存在を知り、景観形成への意識を高めることができるよう、普及啓発を進めるとともに、地域における景観資源の発見や資源を保全・活用した景観形成活動を促進します。

施策 26 景観に関する市民の意識向上や学習活動を促進する。

- 市民・事業者と市の協働による景観形成の推進に向け、様々な機会を捉えて、積極的に景観形成に対する意識啓発を行います。
- 景観に関する取組などを分かりやすくPRするなど、市民や事業者が気軽に景観について学べる場や機会を充実させていきます。また、市民が身近な緑に関心を高めて意識を持ち、身の回りのちょっとした緑化・修景やまちの美化活動等に、主体的に取り組む場や機会を設けます。
- 学校教育や生涯学習の場において、府中固有の自然や歴史・文化などを学ぶ機会や、景観まちづくりの担い手となって地域活動に取り組むきっかけをつくるなど、生涯を通じて景観について学び、知識を高める場や機会を設けます。

■景観まちづくりの推進・支援の考え方

本市は、多摩川や崖線等の豊かな自然と武蔵国府からの歴史を背景に、「自然や緑」「歴史や文化」「ゆとりある生活環境」が表れた景観資源を多く有しており、「魅力的なまち並み」や「景観形成に関する取組」が数多くあります。しかし、市政世論調査からは、景観まちづくりに積極的に関わりたいと思う人は少なく、府中の魅力を感じつつも、その関わり方や方法が分からない市民が多いことがうかがえます。

このため、身近でできる地域の魅力的な景観づくりにつながる活動の啓発や、学習活動につながる情報提供等、市民主体の景観まちづくり活動を支援する取組を推進します。

(1) 景観まちづくりに関する情報発信、PR

- ・景観まちづくりの考え方や施策の内容などについて、パンフレットや広報紙、ホームページの活用等により、市民に分かりやすく情報発信を行います。
- ・地域景観資源等について、市民・事業者との共有化を図るため、府中市水と緑のネットワークウォーキングマップや観光マップの活用等による情報発信、観光事業等と連携した地域景観資源巡り等を実施し、資源の保全・活用や新たな地域景観資源の発掘への意識啓発を行います。

(2) 景観に関する学習の場の提供

- ・市民の景観への理解や関心を高めるため、関係各課が実施している講座やイベントと連携するなど、景観について学ぶ場や機会の充実化を図ります。
- ・学校教育での環境学習等の機会を捉えて、子供たちの地域への愛着や景観への意識を育むため、景観に関する教育の実施等を検討します。

(3) 身近なまちかど景観コンクール等の啓発イベントの実施

- ・地域の魅力的な景観づくりにつながる市民の主体的な活動を喚起するため、府中市景観条例に基づく景観賞を始めとして、ガーデニングや地域の美化活動等の身近なまちかど景観を紹介するコンクールなど、楽しく景観まちづくりに参加する取組を行います。

(4) 景観協定の維持管理等の支援

- ・本市では、開発事業者による1人協定による景観協定付分譲住宅で締結された景観協定が多いため、景観協定の維持管理に対する技術的な支援のほか、協定により維持管理が求められる緑地の維持管理等について、公園緑化基金の活用やクラウドファンディングの導入の可能性を検討します。
- ・景観法に基づく景観協定のみならず、隣同士や通りといった小さな単位での景観まちづくりを勧める近隣まちなみ協定等、市独自の協定支援制度を検討します。

施策 27 届出・事前協議制度により実効性の高い景観誘導を進める。

- 景観法に基づく届出制度を活用し、市民や事業者の建築・開発行為等の際に、良好なまち並み形成を誘導します。
- 行為の届出に当たっての事前協議や、協議結果の反映状況の確認・検証の仕組みを強化します。

施策 28 専門家の助言を効果的に活用する。

- 良好な景観形成を効果的に推進するため、景観に関する調整・協議において、府中市土地利用景観調整審査会や庁内の調整協議体制等を活用するとともに、専門家の助言を機動的、効果的に活用する仕組みを充実させます。

■審議機関等による助言等とは

(1) 土地利用景観調整審査会

市における良好な景観の形成に関する重要事項を調査及び審議するため、市長の附属機関として、府中市土地利用景観調整審査会を設置しています。府中市土地利用景観調整審査会では、市長の諮問に応じて次の事項を調査し、審議します。

また、府中市土地利用景観調整審査会は、良好な景観の形成に関する重要事項に関して、市長に意見を述べることができます。

今後も審査会の円滑な運用継続を行い、良好な景観形成を進めます。

- 東京都又は隣接市との協議に関する事項
- 景観計画に関する事項
- 景観ガイドラインに関する事項
- 行為の届出に関する事項
- 景観協定に関する事項
- 大規模開発事業の事前協議に関する事項
- 景観賞に関する事項
- 勧告及び公表に関する事項
- 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項 等

(2) 専門調査員・専門部会

府中市土地利用景観調整審査会の調査審議事項のうち、特定の専門分野に関する事項を調査するために必要がある場合は、専門調査員による調査を行っています。

また、複数の専門分野に関する事項を調査審議する必要がある場合は、専門部会を置くことができます。

よりきめ細かい景観誘導が行えるよう、景観形成推進地区における一定規模以上の建築物等については、専門調査員を活用し、事前協議を行うなどの仕組みを検討します。

